

土建国保の給付制度

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金 組 家

新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染が疑われる方で、療養のために仕事を休んだとき「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金」を支給します。

対象となる期間のうち、4日目以降で療養のために仕事を休んだ日の合計日数が支給対象になります。

対象となる方の詳しい説明と期間については、ホームページ又は所属支部へご確認ください。

支給出来ないとき

- 濃厚接触者であっても、症状のない方は対象ではありません。また、事業主の要請により休業した場合も対象ではありません。
- 既存の傷病手当金との併給は出来ません。

※申請書はホームページよりダウンロードしてください。



傷病手当金 組

病気やケガなどで働けないときの休業補償制度です。「病気」と「ケガ・特定傷病」の2つの区分ごとに180日分を限度に支給します。(特定傷病とは頸椎や関節部の疾病のことです。)

分類	療養状況	特2種	特1種	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	第6種
病気	入院日	6,900	6,500	6,000	5,500	5,000	4,500	4,300	4,000
	自宅療養日	5,000	4,800	4,300	3,800	3,300	3,000	2,800	2,600
ケガ 特定傷病	入院日	3,300	3,300	2,900	2,600	2,300	2,000	1,800	1,600
	通院日	2,200	2,200	2,000	1,700	1,500	1,300	1,200	1,100

●4日以上連続して休業したとき、1日目から支給します。

支給出来ないとき

- 交通事故、暴力行為、仕事上の事故などによる治療のとき
- 出産手当金と併給はしません。出産手当金が優先です。

出産育児一時金 組 家

- 組合員や家族が出産したとき、1児につき42万円支給します。妊娠12週以上の出産(死産・流産も含む)が対象です。
- 直接支払制度を利用する場合、42万円の範囲内の場合、その差額分を組合員へ支給します。

※「産科医療保障制度」未加入の場合は、40万4000円です。



限度額適用認定証 組 家

- 高額な医療費がかかる治療になりそうとき、窓口負担額が高額療養費の限度額までになります。
- 入院でも通院でも使用できます。
- 70歳以上の方でも「現役並みⅡ」「現役並みⅠ」「低所得者」に判定された方は、申請していただくことができます。

※申請書はホームページからダウンロードできます。

高額療養費 組 家

- 高額療養費に該当した時点で、土建国保から申請書をお送りします。(受診月の約3ヵ月後)

※限度額適用認定証を医療機関にご提示された方でも、申請が必要な場合があります。

一部負担払戻金 組 家

- 暦月ごと、病院・薬局ごと、入院・通院ごとで、1万7500円を超えたときに支給します。

※高額療養費に該当された方は、高額療養費の申請が必要です。



支給出来ないとき

- 家族の加入月から6ヵ月以内の入院
- 交通事故、暴力行為、仕事上の事故などによる治療のとき
- 家族の通院分 など

女性組合員への支援制度

出産手当金 組

出産したとき、出産育児一時金とは別にさらに支給の制度です。

- 産前産後98日(多胎は154日)を限度に支給します。
- 傷病手当金の「病気区分の自宅療養日」の日額で支給します。あわせて5万円を加算します。

支給出来ないとき

- 妊娠12週未満のとき
- 出産日が組合員資格取得日より6ヵ月経っていないとき



育児支援金 組

出産手当金支給後、つづけて育児休業を取得した方に支給の制度です。

- 産後56日の翌日の属する月から最長で10ヵ月分を支給します。
- 支給金額は1ヵ月1万7000円

支給出来ないとき

- 育児休業を取得していないとき
- 出産手当金の支給対象外の場合



医療費のお知らせ

国保組合では、皆さんに関心を払っていたくために保険証をお使いいただいた時の医療費についてお知らせしています。

2021年2月に発行するお知らせは、2019年11月〜2020年10月に医療機関な

医療費控除をされる場合、金額が異なるものは「医療費のお知らせ」の金額を訂正してください。記載がないものについては、領収書をもとに「医療費控除の明細書」へ記入となりますので、領収書を保管してください。



「労災保険」で治療しましょう

健康保険では、業務外の事由によるケガや病気に関する保険給付を行います。

健康保険では、業務外の事由によるケガや病気に関する保険給付を行います。

- 従業員を1人でも雇用している事業所は、労災保険の加入が国の法律で義務付けられています。加入を怠り、労働者がケガをしたときは、治療や休業補償は事業主の責任になります。

- 一人親方や事業主・家族専従者の方は、労災保険の特別加入制度があり、治療費や休業補償が支給され、安心して治療に専念することができます。万一の事故に備えて、労災保険の特別加入に入った方が安心です。詳しくは所属の支部へお問い合わせください。



こんなときどうする?

仕事中にケガをし、保険証で治療を受けてしまった場合は、労災保険に切り替えをお願いします。まずは、土建国保または所属している支部にご連絡ください。

切り替えの方法は2つあります。

- 1 土建国保へ一度医療費を返還し、労災保険に請求する。
※病院で支払った自己負担分も戻ります。領収証は大切に保管してください。
- 2 病院へ連絡し了解を得た上で、窓口へ労災保険の書類を提出し、医療費を精算する。
※医療費は、病院から労災保険へ直接請求されます。



おしらせ
について